

埼玉県医療機能情報提供制度実施要領

1 目的

本要領は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3の規定に基づき、県内に所在する病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）の管理者が医療を受ける者が身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置、その他の医療の提供を行う機能（かかりつけ医機能）その他の病院等の機能についての十分な理解の下に病院等の選択を適切に行うために必要な情報（以下「医療機能情報」という。）を埼玉県知事（以下「知事」という。）又は県保健所長に報告する事項及びその方法並びに知事又は県保健所長（以下「知事等」という。）による当該情報の公表方法等に関する具体的な実施方法を定めることにより、住民・患者等（以下「県民等」という。）による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

2 実施内容

- (1) 本制度は、病院等管理者が自らの責任において医療機能情報を知事等に対して報告（変更内容の報告を含む。）し、知事等は、原則として、報告を受けた医療機能情報をそのまま公表するものである。
- (2) 病院等管理者は、医療機能情報について正確かつ適切な医療機能情報を報告し、自ら閲覧に供するとともに、報告した医療機能情報に関して県民等からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。
- (3) 病院等管理者は、既に知事等に対して報告を行った医療機能情報について誤りがある場合、速やかに報告内容その訂正を知事等に申し出ることとし、知事等は速やかに所要の是正措置を行う。

3 実施体制

- (1) 本制度は、保健医療部医療整備課（以下「医療整備課」という。）及び県保健所において運営する。
- (2) 病院等管理者からの報告は、当該病院等の所在地を所管する県保健所長あてに行うこととする。なお、さいたま市、川越市、川口市及び越谷市（以下「保健所設置市」という。）に所在する病院等管理者からの報告は、当分の間知事に対して行うものとする。
- (3) 知事は、外部の法人へ本制度の実施に関する事務の一部を委託する場合は、県民等への情報提供が円滑に行われるよう、運営に関して委託先と相互に緊密な連携・調整を図る。
- (4) 県民等からの医療機能情報の内容等に関する質問・相談への対応及び病院等からの報告方法等についての質問・相談への対応等については、医療整備課及び県保健所で行う。

4 報告・公表事項

報告・公表事項は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）別表第一、「医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項」（平成19年3月26日付け厚生労働省告示第53号）で定めているもの及び県が定める事項（別表のとおり）とする。

5 医療機能情報の報告等

(1) 定期報告

ア 病院等管理者は、4の「報告・公表事項」について、毎年1月1日現在の状況を3月31日までの知事等が指定する期日までに知事等に報告を行うものとする。なお、新たに施設を開設した病院等管理者は、開設後速やかに知事等に報告を行うものとする。

イ 病院等管理者は、原則として医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）において、病院等が直接入力することにより報告を行うものとするが、インターネットを使用できない環境にある病院等においては、書面（医療機能情報報告書（様式1）及び報告票（毎年別に定める））により、直接又は郵送等の方法により下記(3)の報告先に報告を行う。

(2) 随時報告

ア 病院等管理者は、医療法施行規則別表第一の第1「管理、運営及びサービス等に関する事項」のうち、1「基本情報」（①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の案内用の電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療科目別の診療日、⑧診療科目別の診療時間、⑨病床種別及び届出又は許可病床数）（以下「基本情報」という。）について修正又は変更があった場合は、上記(1)のアにかかわらず、修正又は変更があった時点で知事等に報告を行うものとする。

イ 病院等管理者は、1「基本情報」以外の医療機能情報の修正又は変更の報告を行う場合は、上記(1)のイと同様とするが、インターネットを使用できない環境にある病院等においては、書面（医療機能情報変更報告書（様式2））により報告を行う。

(3) 報告先

医療機能情報の報告先は、病院等の所在地により次のとおりとする。

ア 保健所設置市内に所在する病院等：医療整備課

イ 県保健所管内に所在する病院等：管轄する県保健所

6 医療機能情報の確認等

(1) 知事は、病院等管理者から報告された医療機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市に対し、当該病院等に関する必要な情報の提供を求めることができる。

(2) 知事等は、病院等管理者が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導するものとする。

(3) 知事等は、上記(2)の指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質である

と認められる場合には、医療法第6条の3第8項に基づき、当該病院等の開設者に対し、当該病院等の管理者をしてその報告を行わせ、又は報告内容を是正させることを命ずる（以下「是正命令」という。）ものとする。

- (4) 知事等は、報告された医療機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず、応答がなされず内容の確認ができない場合や、是正命令を行ってからは是正がなされるまでの期間等において、真偽が未確認である当該情報について、公表を一時的に停止することができる。
- (5) 知事等は、医療法第8条の2第2項の規定に基づく休止又は再開の届出若しくは第9条の規定に基づく廃止の届出を受けた場合は、当該病院等の医療機能情報の公表に関して、届出に応じた必要な措置を講ずるものとする。

7 厚生労働大臣への報告

- (1) 知事等が、病院等管理者から医療機能情報の報告を受けたときは、6の確認を行ったうえで、その報告内容を別途厚生労働省令で定める方法（G-MISを用いた方法）により厚生労働大臣に報告するものとする。
- (2) 知事等が、病院等からG-MISを経由する方法で報告を受けた場合、知事等がG-MISにおいて報告内容の確認を完了することをもって、厚生労働大臣への報告を行ったものとみなす。
- (3) 知事等が、紙媒体又は電子媒体により調査票の送付及び回収を行った場合は、知事等によりG-MISに代理入力を行うものとする。

8 医療機能情報の公表等

- (1) 知事は、病院等管理者から報告を受けた医療機能情報を、速やかに厚生労働大臣が整備する全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を活用して公表する。また、インターネットを利用できない県民等に配慮し、医療整備課及び県保健所において情報提供を行う。
- (2) 知事等は、医療情報ネットへのアクセスが容易になるようホームページにリンクの設定等適切な措置を講ずる。

9 病院等による情報提供

病院等管理者は、医療機能情報を当該病院等において閲覧に供するに際し、書面による閲覧の他、電磁的方法（電子メール、インターネット、パソコン等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付）により行うことができる。

10 その他

- (1) 医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出等については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成２０年８月４日から適用する。

附 則

この要領は、平成２４年１０月９日から適用する。

附 則

この要領は、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和６年１月５日から適用する。ただし、６（３）中「第６条の３第６項」を「第６条の３第８項」に改める部分については、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要領は、令和８年１０月１３日から適用する。

別表

県が定める事項

内 容		対 象
1	「患者さんのための3つの宣言」登録の有無	病院、診療所
2	障害者歯科相談医の指定の有無	歯科診療所
3	コンタクトレンズ専門医療機関	診療所
4	検診・健診専門の医療機関	診療所
5	訪問診療・在宅診療専門の医療機関	診療所
6	発達障害者の受け入れが可能	歯科診療所
7	知的障害者の受け入れが可能	歯科診療所
8	身体障害者（肢体不自由）の受け入れが可能	歯科診療所
9	全介助（動作に対し全面的に介助が必要）の患者に対応できる	歯科診療所
10	一部解除（ユニットへの移乗などに介助が必要）の患者に対応できる	歯科診療所
11	車いすのまま（ユニットに移動せず）診療ができる	歯科診療所
12	姿勢の保持ができない患者に対応できる	歯科診療所
13	診療への協力が得られない障害者（児）に対応できる	歯科診療所
14	障害児（者）への訪問歯科診療を実施している	歯科診療所
15	精神障害者の受け入れが可能	歯科診療所